

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	2019年8月1日
【四半期会計期間】	第66期第1四半期（自 2019年3月21日 至 2019年6月20日）
【会社名】	株式会社 植松商会
【英訳名】	Uematsu Shokai Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 植松 誠一郎
【本店の所在の場所】	仙台市若林区卸町三丁目7番地の5
【電話番号】	022(232)5171(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 阿部 智
【最寄りの連絡場所】	仙台市若林区卸町三丁目7番地の5
【電話番号】	022(232)5171(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 阿部 智
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第65期 第1四半期累計期間	第66期 第1四半期累計期間	第65期
会計期間	自 2018年3月21日 至 2018年6月20日	自 2019年3月21日 至 2019年6月20日	自 2018年3月21日 至 2019年3月20日
売上高 (千円)	1,674,651	1,708,580	7,157,130
経常利益 (千円)	1,520	12,764	136,626
四半期(当期)純利益又は四半期 純損失() (千円)	3,460	1,570	101,559
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	1,017,550	1,017,550	1,017,550
発行済株式総数 (千株)	4,680	2,340	2,340
純資産額 (千円)	2,947,739	2,862,822	2,955,226
総資産額 (千円)	5,079,066	4,745,822	5,035,007
1株当たり四半期(当期)純利益 又は1株当たり四半期純損失 () (円)	1.49	0.69	44.04
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	20.00
自己資本比率 (%)	58.0	60.3	58.7

- (注) 1. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、「連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移」については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 当社は、2018年9月21日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行っております。前事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益又は1株当たり四半期純損失を算定しております。
6. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、前第1四半期累計期間及び前事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっています。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1)業績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、堅調な企業業績や雇用・所得環境の改善を背景として、景気は緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、米中貿易摩擦の深刻化、中国、欧州の景気減速への懸念及び英国のEU離脱問題の行方などが世界経済・貿易に与える影響に対して慎重視する見方が増しており、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当機械工具業界におきましては、製造業の生産活動が底堅く推移しましたが、輸出や設備投資が伸び悩み、力強さを欠きました。

このような状況のもと、当社は「お客様第一主義」を基本として、同業他社との差別化による得意先への取引深耕に努める一方、ムダ・ムリ・ムラの排除によるコストの削減など、競争力の強化と経営の効率化に取り組んでおります。

以上の結果、当第1四半期累計期間の業績は、売上高1,708百万円（前年同期比2.0%増）となりました。利益については、営業利益0.3百万円（前年同期は11百万円の営業損失）、経常利益12百万円（前年同期比739.7%増）、四半期純利益1百万円（前年同期は3百万円の四半期純損失）となりました。

(2)財政状態の分析

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、財政状態については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で前会計年度との比較・分析を行っております。

（資産）

当第1四半期会計期間末における総資産は、4,745百万円となり前事業年度末に比べ、289百万円減少しました。この主な要因は、流動資産において、商品が46百万円、電子記録債権が10百万円増加となりましたが、一方で、受取手形及び売掛金が272百万円減少となり、投資その他の資産では投資有価証券が時価の下落による含み益の減少等により66百万円減少しました。

（負債）

当第1四半期会計期間末における負債合計は、1,883百万円となり前事業年度末に比べ、196百万円減少しました。この主な要因は、流動負債では支払手形及び買掛金140百万円、電子記録債務が37百万円の減少となり、固定負債では繰延税金負債が11百万円の減少となりました。

（純資産）

当第1四半期会計期間末における純資産は、2,862百万円となり前事業年度末に比べ、92百万円減少しました。主な要因は、四半期純利益の計上が1百万円となりましたが、前期末配当金の支払い145百万円による繰越利益剰余金の減少44百万円とその他有価証券評価差額金が48百万円の減少となりました。

なお、当四半期会計期間末における自己資本比率は60.3%となり、前事業年度末に比べ1.6ポイント上昇しております。

(3)事業上および財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社の事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

(4)研究開発活動

該当事項はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,360,000
計	8,360,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (2019年6月20日)	提出日現在発行数(株) (2019年8月1日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	2,340,000	2,340,000	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 100株
計	2,340,000	2,340,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2019年3月21日～ 2019年6月20日	-	2,340,000	-	1,017,550	-	587,550

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2019年3月20日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2019年6月20日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 53,500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,285,900	22,859	-
単元未満株式	普通株式 600	-	-
発行済株式総数	2,340,000	-	-
総株主の議決権	-	22,859	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には証券保管振替機構名義の株式が、2,000株(議決権の数20個)含まれております。

【自己株式等】

2019年6月20日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社植松商会	仙台市若林区卸町三丁目7番地の5	53,500		53,500	2.3
計	-	53,500		53,500	2.3

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（2019年3月21日から2019年6月20日まで）及び第1四半期累計期間（2019年3月21日から2019年6月20日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社を有していないので、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月20日)	当第1四半期会計期間 (2019年6月20日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	148,951	150,384
受取手形及び売掛金	2,179,695	1,907,497
電子記録債権	567,689	578,387
商品	287,585	333,972
その他	15,984	15,440
貸倒引当金	480	430
流動資産合計	3,199,425	2,985,252
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	96,688	95,264
土地	162,022	162,022
その他(純額)	36,113	33,579
有形固定資産合計	294,824	290,865
無形固定資産		
投資その他の資産	11,719	10,937
投資有価証券	1,373,315	1,306,622
その他	164,917	161,341
貸倒引当金	9,196	9,196
投資その他の資産合計	1,529,036	1,458,767
固定資産合計	1,835,581	1,760,570
資産合計	5,035,007	4,745,822
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,173,348	1,033,118
電子記録債務	596,209	558,821
未払法人税等	25,000	6,647
賞与引当金	23,000	3,900
役員賞与引当金	13,000	3,350
その他	90,509	132,028
流動負債合計	1,921,067	1,737,866
固定負債		
役員退職慰労引当金	45,700	47,175
繰延税金負債	72,979	61,130
その他	40,033	36,829
固定負債合計	158,713	145,134
負債合計	2,079,780	1,883,000

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月20日)	当第1四半期会計期間 (2019年6月20日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,017,550	1,017,550
資本剰余金	1,174,661	1,174,661
利益剰余金	624,627	580,468
自己株式	36,936	36,936
株主資本合計	2,779,903	2,735,743
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	175,323	127,078
評価・換算差額等合計	175,323	127,078
純資産合計	2,955,226	2,862,822
負債純資産合計	5,035,007	4,745,822

(2) 【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 2018年3月21日 至 2018年6月20日)	当第1四半期累計期間 (自 2019年3月21日 至 2019年6月20日)
売上高	1,674,651	1,708,580
売上原価	1,444,204	1,468,907
売上総利益	230,447	239,672
販売費及び一般管理費	241,803	239,350
営業利益又は営業損失()	11,356	322
営業外収益		
仕入割引	11,375	12,085
その他	3,762	3,226
営業外収益合計	15,138	15,312
営業外費用		
支払利息	189	323
支払手数料	1,292	1,204
不動産賃貸費用	82	723
為替差損	669	45
その他	27	573
営業外費用合計	2,262	2,870
経常利益	1,520	12,764
税引前四半期純利益	1,520	12,764
法人税、住民税及び事業税	2,356	2,390
法人税等調整額	2,624	8,803
法人税等合計	4,980	11,194
四半期純利益又は四半期純損失()	3,460	1,570

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第1四半期累計期間(自 2019年3月21日 至 2019年6月20日)

該当事項はありません。

(追加情報)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2018年3月21日 至 2018年6月20日)	当第1四半期累計期間 (自 2019年3月21日 至 2019年6月20日)
減価償却費	5,299千円	4,741千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 2018年3月21日 至 2018年6月20日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年5月1日 取締役会	普通株式	46,330千円	10円	2018年3月20日	2018年6月20日	利益剰余金

当第1四半期累計期間(自 2019年3月21日 至 2019年6月20日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年4月26日 取締役会	普通株式	45,729千円	20円	2019年3月20日	2019年6月20日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自 2018年3月21日 至 2018年6月20日)及び当第1四半期累計期間(自 2019年3月21日 至 2019年6月20日)

当社は、機械、工具及び産業機械・器具等の販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しておりません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2018年3月21日 至 2018年6月20日)	当第1四半期累計期間 (自 2019年3月21日 至 2019年6月20日)
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失()	1円49銭	0円69銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益又は四半期純損失()(千円)	3,460	1,570
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失()(千円)	3,460	1,570
普通株式の期中平均株式数(千株)	2,316	2,286

- (注) 1. 当社は、2018年9月21日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行っており、前会計年度の期首に株式併合が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失を算出しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

2019年4月26日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の配当を行うことを決議いたしました。

(イ) 配当金の総額.....45,729千円

(ロ) 1株当たりの金額.....20円

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....2019年6月20日

(注) 2019年3月20日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年7月30日

株式会社植松商会

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 今江 光彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮澤 義典 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社植松商会の2019年3月21日から2020年3月20日までの第66期事業年度の第1四半期会計期間（2019年3月21日から2019年6月20日まで）及び第1四半期累計期間（2019年3月21日から2019年6月20日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社植松商会の2019年6月20日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。